

地方交付税法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例

(一) 平成二十一年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成二十一年度における法定加算額七千二百三十一億円、臨時財政対策のための特例加算額二兆五千五百五十三億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金二千八百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五千七百一十一億円を控除した額に、地方団体が行う雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算した額とすること。

(二) 平成二十二年度分の地方交付税の総額に、雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために五千億円を加算すること。

(三) 平成二十二年度から平成三十六年度までの地方交付税の総額について、二千四百七十二億円を加算すること。

(四) 平成十九年度における地方交付税の精算減額四千九百九十四億三千七百万円について、平成二十三

年度から平成二十七年までの各年度分の地方交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円をそれぞれ減額すること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 雇用創出につながる地域の実情に応じた事業の実施に必要な経費の財源を措置するため、平成二十一年度及び平成二十二年度における措置として「地域雇用創出推進費」を設けること。
- (二) 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置等に要する経費の財源を措置すること。
- (三) 特別支援教育の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体に要する情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (四) 地方再生に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。
- (五) 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進等快適な環境づくりに要する経費の財源を措置すること。

(六) 算定を簡素化するため補正係数を削減すること。

(七) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

(八) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 その他所要の改正

第二 地方財政法の一部改正

一 地方公共団体は、平成二十一年度から平成二十五年度までの間に限り、公営企業の廃止等が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該廃止等に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができること。

二 地方公共団体は、一の地方債を発行しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこと。

三 地方公共団体は、二の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないこと。

四 二の許可を受けようとする地方公共団体は、公営企業の廃止等により見込まれる財政の健全化の効果等を定めた計画を作成し、許可の申請書に添えて提出しなければならないこと。

五 その他所要の改正

第三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

一 減収補てん特例交付金の拡充

(一) 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、地方税法等改正法の施行による市町

村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるために、減収補てん特例交付金を拡充すること。

(二) (一)に掲げる期間において減収補てん特例交付金の総額に加算する額は毎年度五百億円とし、各市町村に対して自動車取得税交付金の減収見込額を基礎として交付すること。

二 その他所要の改正

第四 地方公営企業等金融機構法の一部改正

一 法律の題名を地方公共団体金融機構法に改めるとともに、地方公営企業等金融機構の名称を地方公共団体金融機構に改めること。

二 地方公共団体金融機構の業務に、地方債等のうち公営企業に係る地方債等以外のものの資金の貸付け等を加えること。

三 第三十条第二項の規定は、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により地方公共団体の財源が不足する場合において地方公共団体が当該不足額をうめるために起こす地方債については、適用しないものとする。

四 その他所要の改正

第五 地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正

基準財政収入額に係る精算制度及び減収補てん債の発行の対象税目に地方法人特別譲与税を追加すること。